

# 第788回教育委員会会議録

---

## 日時

平成29年3月21日（火）午後1時30分

## 場所

御殿場市役所 第5会議室

## 出席者

1番 教育長 勝又 将雄  
3番 委員 福島 東  
5番 委員 勝又 綾子

2番 委員 勝又 英和  
4番 委員 芹澤 えつ子  
6番 委員 佐藤 朋裕

## 陪席者

教育部長  
学校教育課長  
学校給食課長  
学校教育課副参事

教育総務課長  
社会教育課長  
教育総務課課長補佐  
文化スポーツ課課長補佐

## 傍聴者

2人

## 事務局

教育総務課課長補佐

教育総務課主事

## 議事

- 御教議第 9 号 御殿場市組織機構の改革に伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則の制定について
- 御教議第 10 号 御殿場市組織機構の改革に伴う関係規則の整理に関する教育委員会訓令甲の制定について
- 御教議第 11 号 御殿場市文化芸術賞賜金交付要綱の制定について
- 御教議第 12 号 御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について
- 御教議第 13 号 御殿場市立学校及び幼稚園内務員服務規程の一部を改正する訓令甲の制定について
- 御教議第 14 号 御殿場市就学援助支給要綱の制定について
- 御教議第 15 号 御殿場市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について
- 御教議第 16 号 平成 29 年度就学援助について

## 開会

---

教育長

よろしく申し上げます。

先週の卒園式、卒業式の対応でそれぞれ分担していただきまして、ありがとうございました。中学校も落ち着いた雰囲気の中で儀式的な進行ができたかなと思っております。また本日ですが、年度末の人事異動ということで県費負担教職員の人事について、夕刊に間に合うかと思いますが、それをもって正式な人事異動という形になりますのでよろしく願いいたします。

新規採用教職員につきましては、来週の月曜日に各事務所で呼び出しがあります。そこで本人が了解すればそれぞれの勤務地に行くということになりますので、よろしく願いいたします。

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。ただ今より、御殿場市教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配布しております日程により進行いたしますのでご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。5番委員と6番委員にお願いいたします。

次に会期であります、本日1日間といたします。

なお、定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。

## 教育長報告

---

2月21日 部内打ち合わせ  
試験委員会・表彰委員会  
告別式  
庁議  
人事面接

2月23日 市議会  
代表質問・一般質問の割り振り会議

教育長

---

市議会等につきましては、代表質問と一般質問の答弁の内容で、関係があるところについて報告があると思います。

2月24日 市議会

2月25日 平成28年度教育長セミナー 1日目

2月26日 平成28年度教育長セミナー 2日目

教育長

---

教育長セミナーということで、つくば市に一泊二日で行ってまいりました。内容につきましては、通信で報告してありますので、お読みください。

2月27日 部長連絡会  
市議会  
来客対応  
富士岡小学校・教諭の訃報

教育長

---

今年度2人目になってしまいましたが、富士岡小学校の教諭が亡くなったという報告を受けまして、ご対応いたしました。

2月28日 部内打ち合わせ  
岩田喜三元小学校長の叙位・叙勲伝達  
高根小にて学校給食「こめこカレー」会食  
麻生邦雄様へ表彰伝達

教育長

---

岩田喜三先生の叙位叙勲の伝達をさせていただきました。また、新聞にも載っておりますが、高根小学校で市長と児童と共にこめこカレーを会食いたしました。

なお、教育に多額の寄附をいただきました麻生様への表彰の伝達も行いました。

3月1日 県立御殿場高校の卒業式  
県立小山高校定時制卒業式

教育長

-----  
御殿場高校の卒業式に出席いたしました。今年度で校長先生が定年退職されるということで、御殿場南高校と交互に卒業式に出るような形でやっております。

夕方は小山高校定時制の卒業式に出席しました。

3月2日 園長会  
優秀教員表彰式  
富士岡小学校・教諭の通夜

教育長

-----  
優秀教員表彰ということで、印野支所を使用させていただき、行いました。ありがとうございました。

3月3日 公立高校入試 初日  
富士岡小学校・教諭の告別式（弔辞の拝読）  
校長会

教育長

-----  
前日を含め、教諭のお通夜と告別式の方に参加させていただきました。

3月6日 部長連絡会  
公立高校入試 二日目  
市議会  
静東教育事務所訪問

教育長

-----  
夕方に、静東教育事務所に訪問いたしまして、県費負担職員の不祥事の職務伝達がありました。小中学校の教員につきましては、任命権が県教委にありますので、県の処分が伝達されるということで行ってまいりました。

3月7日 部内打ち合わせ  
市議会  
臨時校長会

3月8日 来客  
市議会

3月9日 市議会  
御殿場特別支援学校高等部卒業式  
市役所東館内覧会

教育長

市議会と並行して、御殿場特別支援学校高等部の卒業式がありました。このあたりはどうしても出席できないので、代理の出席をさせていただいております。

3月10日 市議会  
新聞社取材

3月14日 福祉文教委員会にて県費負担教職員「不祥事報告」

3月15日 深沢城保存・活用懇談会 深沢城視察

教育長

社会教育課で担当しているものですが、今回実際に視察で様子を見させてもらいました。色々な課題を抱えておりますが、どういう形にしたらいいかを詰めていかなければならないと思いました。

3月16日 幼稚園卒園式  
臨時教育委員会  
区長会協議会

3月17日 市役所人事内示  
定例記者会見  
南中学校卒業式  
御殿場小学校卒業式

教育長

幼稚園の卒園式と小中学校の卒業式に出席させていただきました。

3月18日 市婦連総会

3月20日 春分の日  
地元の春季慰霊祭

3月21日 部長連絡会  
環境マネジメント本部会  
定例教育委員会

教育長

3連休ですが、市婦連の総会と地元の慰霊祭に顔を出させていただきました。  
報告は以上です。

## 議事

---

教育長

それでは、始めに当局から一言お願いします。

教育部長

改めまして、こんにちは。教育長もおっしゃていましたが、卒園式と卒業式のご出席ありがとうございました。内示も3月17日に市役所の方で行われ、年度末になったということで、かなり慌ただしくなってきました。また、教育委員の皆様も年度終わりということで、1年間ありがとうございました。

本日は、議案が7件、協議報告事項が9件、その他が1件と件目が多くなっております。よろしく願いいたします。

教育長

それでは、議事に入ります。

## 御教議第 9 号

御殿場市組織機構の改革に伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則の制定について

## 御教議第 10 号

御殿場市組織機構の改革に伴う関係規程の整理に関する教育委員会訓令甲の制定について

## 御教議第 11 号

御殿場市文化芸術賞賜金交付要綱の制定について

## 御教議第 12 号

御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について

---

教育長

それでは、御教議第 9 号「御殿場市組織機構の改革に伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則の制定について」、御教議第 10 号「御殿場市組織機構の改革に伴う関係規則の整理に関する教育委員会訓令甲の制定について」、御教議第 11 号「御殿場市文化芸術賞賜金交付要綱の制定について」、御教議第 12 号「御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について」につきましては、関連性がございますので、一括議題といたします。

---

教育総務課長

それでは、ただ今議題となりました御教議第 9 号、御教議第 10 号、御教議第 11 号、御教議第 12 号につきまして、関連がありますので、一括して内容の説明をいたします。

議案書は 2 ページ、25 ページ、29 ページ、33 ページになります。

本 4 案につきましては、平成 29 年度御殿場市組織機構改革に伴い、市長部局に事務移管されていた文化財保護を除く文化に関する事務が、教育委員会の事務として戻ってくること、また、組織の編成に変更が生じることに伴い部等の名称にも変更が生じることから、関連する教育委員会規則等について所要の改正を行うものです。

それでは、始めに、本 4 案の改正の概要について、ご説明いたしますので 6 ページをお願いします。

こちらは、教育委員会規則等の改正のイメージとなっております。御教議第 9 号は、文化に関する事務が社会教育課に戻ってくること及び部課等の名称変更などに伴い、一括改正するための規則を制定するものです。合わせて、実際の事務にそぐわない規定も改正いたします。

御教議第 10 号につきましては、課及びスタッフの名称変更に伴い、庁内検討委員会規則を一括して改正するための訓令甲を制定するものです。



御教議第11号につきましては、文化に関する事務が社会教育課に戻ってくることに伴い、御殿場市文化芸術賞賜金交付要綱を教育委員会告示として新たに制定するものです。なお、文化スポーツ課で所掌している既存の要綱は、市長部局で廃止手続きをいたします。

御教議第12号につきましては、文化スポーツ課がスポーツ交流課に名称変更することに伴い、現在、文化スポーツ課が補助執行し所掌している御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱の一部を改正するものです。

以上が、平成29年度組織機構改革及び組織機構改革に伴う規則等の改正の概要となります。

それでは、議案ごとに具体的な内容を新旧対照表で説明いたします。

7ページ、8ページをお願いします。

新旧対照表につきましては、一本線のアンダーラインの箇所は文言を改めるもの又は加えるものとなっております、二本線のアンダーラインの箇所は、その文言を削るものとなっております。

始めに、御教議第9号「御殿場市組織機構の改革に伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則」の制定についてご説明します。

第1条関係は、御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部改正となっております。第2条は、社会教育課のスタッフ名に文化スタッフを、第3条は、社会教育課の事務分掌に芸術・文化に関する事務を加えるものです。9ページ、10ページをお願いします。9ページの上段、第15号余暇対策に関することは、現在、その事務を所掌していないことから、規定を削るものです。第4条は、教育部が事務を総轄する教育機関等について、社会教育課の所管に市民会館、東山旧岸邸、東山青少年広場、印野の熔岩隧道丸尾苑を加えるものです。11ページ、12ページをお願いします。第5条は、教育委員会の職の設置について規定しております、第4項に教育指導センター所長に関する規定を加え、第5項及び第6項では、現在存在していない技監の職を削るなど、現状の事務に即した規定に改めるものです。同様に、第11条は、副参事級の館長補佐が現在は存在していないことから規定を改めるものです。第15条は、スタッフの統括に関する規定を、御殿場市組織及び事務分掌規則と同様の規定とするものです。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第2条関係は、御殿場市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正となっております。第2条は、組織機構改革に伴い、市民部長及び文化スポーツ課を産業スポーツ部長及びスポーツ交流課に、子ども育成課を保育幼稚園課に改めるものです。

第3条関係は、御殿場市教育委員会事務決裁規則の一部改正となっております。第6条第3項は、技監を削るものです。15ページ、16ページをお願いいたします。別表第1の1一般的事項の表中、第9号は条例名を正式名称に改め、第10号は、御殿場市事務決裁規程と同様に、御殿場市個人情報保護条例の開示請求に係る決定を、決裁事項に加えるものです。17ページ、18ページをお願いします。16号と17号につきましては、組織機構改革に伴い、合議先を財政課長から管財課長に改めるものです。

19ページ、20ページをお願いします。別表第1の3工事等に関する事項につきましても、合議先を財政課長から管財課長に改めるものとなっております。21ページ、22ページをお願いします。別表第2個別決裁事項につきましては、第6号に法律番号を加えるもの

となっております。

23ページ、24ページをお願いします。

第4条関係は、御殿場市立学校給食センター条例施行規則の一部改正となっております。第7条は職の設置について規定しておりますが、現在、給食センターには副参事の調理員がいないことから、副参事の文言を削るものです。

附則につきましては、この規則を平成29年4月1日施行とするものです。

27ページ、28ページをお願いします。

次に、御教議第10号「御殿場市組織機構の改革に伴う関係規程の整備に関する教育委員会訓令甲」の制定について、ご説明します。

第1条関係、第2条関係、第3条関係は共に、組織機構改革に伴い、庁内検討委員会委員が所属する課名、スタッフ名等を改めるものとなっております。詳細につきましては、5ページに組織機構改革の比較図がございますが、関連する箇所に網掛け又は下線を付しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

附則につきましては、この訓令甲を平成29年4月1日施行とするものです。

30ページをお願いします。

次に、御教議第11号「御殿場市文化芸術賞賜金交付要綱」の制定についてご説明します。こちらは文化スポーツ課の文化部門の事務が教育委員会に戻ってくることに伴い、教育委員会所管の要綱として新たに制定するものでございます。内容につきましては、市内に住所を有し、もしくは市内の学校等に在籍する個人や団体で、文化芸術部門の全国規模の大会等に出場・出展し優秀な成績を収めたものに対して、申請により賞賜金を交付するものです。文化スポーツ課で所掌している現行の要綱と同じ内容となっております。

施行日は、平成29年4月1日としております。

35ページ、36ページをお願いします。

次に、御教議第12号「御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱の一部を改正する告示」についてご説明します。組織機構改革に伴い、様式第3号中の文化スポーツ課をスポーツ交流課に改めるものです。

附則につきましては、施行日を平成29年4月1日とするとともに、第2項において、旧様式を当分の間使用できることとしております。

以上で、御教議第9号、第10号、第11号、第12号について、説明を終わります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第9号、第10号、第11号、第12号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑も無いようですので、本案を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

-----  
ご異議がないようですので、御教議第 9 号「御殿場市組織機構の改革に伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則の制定について」、御教議第 10 号「御殿場市組織機構の改革に伴う関係規則の整理に関する教育委員会訓令甲の制定について」、御教議第 11 号「御殿場市文化芸術賞賜金交付要綱の制定について」、御教議第 12 号「御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について」を、原案どおり承認することに決しました。

# 御教議第13号 御殿場市立学校及び幼稚園内務員服務規程の一部を改正する訓 令甲の制定について

---

教育長

続いて、御教議第13号「御殿場市立学校及び幼稚園内務員服務規程の一部を改正する訓令甲の制定について」を議題といたします。

教育総務課長

それでは、ただ今議題となりました御教議第13号の内容説明をいたします。

議案書の37ページをお願いします。

本案につきましては、御殿場市立学校及び幼稚園の内務員の服務について定めている『御殿場市立学校及び幼稚園内務員服務規程』について、実際の事務にそぐわない職務が規定されていること等から、所要の改正を行うものです。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明いたしますので、39ページ、40ページをお願いします。

第3条は、内務員の職務を定めておりますが、現在、教員が行っている第1号と第5号の職務、及び第3号の「灰皿」という文言を削るものです。

第4条の見出しは文言整理です。

第5条は、現在、園内、校内に内務員棟がないことから、規定を削るものです。

附則につきましては、改正内容を速やかに施行するために、公表の日からの施行としております。

以上で、御教議第13号についての説明を終わります。

ご審議の程、よろしくをお願いします

教育長

一つ確認ですが、第3条(6) その他校長又は園長が命ずる業務に関することというのは、それぞれの幼稚園や学校で話し合ったものについて、活字を起こしたものの報告書といった手続き等がありますか。

教育総務課長

現時点で、そういった手続き上のものはありません。

教育長

異動があるものですから、それぞれの学校で異なるといった時に、異動での確認書を取っておいてもらうということをそれぞれの学校や幼稚園に伝えておかないと、勤務地が変わった時に異なることを説明しなければならないと思うので、そのあたりの配慮をお願いいたします。

教育長

その他、質疑はございますか。

教育長

他に質疑も無いようですので、本案を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第13号「御殿場市立学校及び幼稚園内務員服務規程の一部を改正する訓令甲の制定について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第14号 御殿場市就学援助支給要綱の制定について

## 御教議第15号 御殿場市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について

---

教育長

続いて、御教議第14号「御殿場市就学援助支給要綱の制定について」、御教議第15号「御殿場市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」につきましても、関連がございますので、一括議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第14号及び御教議第15号につきまして、内容の説明をいたします。

お手元の平成29年3月定例会議案書、41、42ページをお開き願います。

この御殿場市就学援助支給要綱は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し行う援助の支給について必要な事項を定めたものです。

また、議案書47、48ページに記載されております、特別支援教育就学奨励費支給要綱につきましても、特別支援学級に在籍している児童生徒と通常学級に在籍し特別支援学校入学相当の障害を有していると認められる児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため必要な事項について定めたもので、支給内容については、48・49ページの別表のとおりとなります。

なお、支給の限度額につきましては、就学援助、及び特別支援教育就学奨励費ともに、毎年度、文部科学省が定める国庫補助対象限度額に基づき支給をすることとします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第14号、御教議第15号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑も無いようですので、本案を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第14号御教議第15号「御殿場市就学援助支給要綱の制定について」、御教議第15号「御殿場市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」を原案どおりに承認することに決しました。

## 御教議第16号 平成29年度就学援助について

---

教育長

それでは、御教議第16号「平成29年度就学援助について」を議題といたします。本案については秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。

(秘密会)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第16号につきまして、内容説明をいたします。議案書の52ページをご覧ください。

(内容説明)

学校教育課副参事

それでは、具体的な内容につきましてご説明申し上げます。

(内容説明)

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第16号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

(質疑)

教育長

それでは他に質疑も無いようですので、本案を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第16号「平成29年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。

## その他・閉会

---

教育長

毎回、教育委員の皆様から一言ずついただいておりますが、卒業式と卒園式を終えて、また1年間を振り返って、それぞれ一言ずついただきたいと思います。

各委員より

- ・小中学校の卒業式、幼稚園の卒園式について
- ・教職員不祥事の問題について
- ・神山小学校の体育館改修について

等の発言

教育長

皆様、ありがとうございました。

それでは他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会3月定例会を閉会といたします。

午後2時50分閉会



## 会議録署名人

---

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

5 番委員

---

6 番委員

---